

○国立研究開発法人防災科学技術研究所寄附金等受入規程

(平成 21 年 9 月 16 日 21 規程第 7 号)

改正 平成 23 年 3 月 18 日 23 規程第 1 号 平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 9 号
平成 23 年 11 月 1 日 23 規程第 41 号 平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 64 号
平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 52 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所法(以下「研究所」という。)への寄附金等の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「寄附金等」とは、寄附者が研究所に対し寄附若しくは研究助成として提供する現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産をいう。
- (2) 「寄附者」とは、寄附金等を研究所へ提供する外部の機関又は個人をいう。
- (3) 「反対給付」とは、寄附者が研究所へ寄附金等を提供する見返りに、防災科学技術に関する技術情報や技術指導等を求める行為をいう。
- (4) 「特定公益増進法人」とは、所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号及び法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 77 条第 1 号(以下、併せて「税法」という。)で定める独立行政法人をいう。
- (5) 「防災科研法」とは、国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成 11 年法律第 174 号)をいう。

(受入基準)

第 3 条 研究所は、寄附金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が防災科研法第 4 条に定める目的の達成に資するものであること。
- (2) 寄附金等を寄附しようとする者が研究所に対してその反対給付を求めないことが確認できること。
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、研究所の業務に特段の支障がないと認められること。

(受入手続)

第 4 条 寄附金等を研究所に寄附しようとする者(以下「申込者」という。)は、寄附金申込書(別紙様式 1、2)を研究所に提出する。

2 研究所は、前項により寄附金申込書を受理したときは、第 3 条の基準によりその内容を審査し、寄附金等の受入の可否を決定する。

- 3 寄附金等の受入の可否が決定したときは、申込者に対しその旨を通知する。この場合において、寄附金等の受入れが決定した者に対しては振込依頼書等受入必要な書類を添付する。
- 4 研究所は、寄附金等を受けたものについては、受入が完了次第、寄附金領収書等(別紙様式3-1、3-2)を発行するものとする。ただし、寄附者が領収書等の様式を別途指定する場合には、指定する様式に代えることができる。

(寄附の要請)

第5条 研究所は、第3条の受入基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究所への寄附金等の寄附を要請することができる。

(適用除外)

第6条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を申込者に対して適用しないことができる。

(1) 寄附金等が国、政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体又は国際機関等からの寄附である場合。

(2) その他、特別な事情があると研究所が判断する場合。

(寄附金等の運用)

第7条 研究所が受け入れた寄附金等(以下「受入寄附金等」という。)は、研究所が行う事業の実施のために使用することとする。

- 2 研究所は、受入寄附金等のうち現金で受けたものについては、当該金額の10%に相当する金額を、研究所の事務取扱、業務管理等の実施のために必要となる間接的な経費(以下「間接経費」という。)に充てるものとする。ただし、寄附者から、寄附金等の使途について間接経費を含まない旨の申し出がある場合は、この限りでない。

(繰り越し)

第8条 研究所は、毎事業年度、受入寄附金等に残額があるときは、次の各号に掲げる区分に応じて処理する。

(1) 寄附者がその使途を特定した受入寄附金等当該使途の有効期間の範囲内で次事業年度へ当該残額を繰り越すことができる。

(2) 前号に該当しない受入寄附金等当該事業年度の間接経費に充てることとする。

(優遇措置)

第9条 研究所は、税法に定める特定公益増進法人であり、研究所が受け入れた寄附金等について、寄附者は税法上の優遇措置を受けることができる。

(主管部課)

第10条 寄附金等受け入れの事務は、企画部企画室及び総務部経理課の協力を得て企画部研究推進課で処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成21年9月16日から施行する。

附 則(平成23年3月18日 23規程第1号)

この規程は、平成23年3月18日から施行する。

附 則(平成23年3月31日 23規程第9号)

この規程は、平成23年3月31日から施行する。

附 則(平成23年11月1日 23規程第41号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 27規程第64号)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日 28規程第52号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。